

指定障がい福祉サービス事業者等 各位

福祉保険部指導監査課長

施設外支援及び施設外就労の適切な実施について

このことについての取り扱いについては、「就労移行支援事業，就労継続支援事業（A型，B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障障発第0402001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（以下「A，B留意事項通知」という。）の5に定められているところであり，かねてより周知していたところです。

この度，施設外支援の取り扱いについて，一部疑義が生じたことから，厚生労働省に疑義照会を行い回答を得たので，次のとおりお知らせするとともに，施設外就労や基本報酬の算定についても改めて留意点をお知らせしますので，適切な施設外支援及び施設外就労の実施に留意してください。

1 対象となるサービス

就労移行支援，就労継続支援A型，就労継続支援B型

※ 当該サービス以外については，施設外支援や施設外就労を行うことはできない。

2 特に留意する点

(1) 施設外支援について

施設外支援とは，企業内等で行われる「企業実習」等への支援をいうものであり，労働や生産活動，請負作業ではない。

企業実習は，実習受入企業のボランティアによる無償の受入を想定しており，実習受入企業から労働の対価となり得る金銭を受け取ることは「雇用」となり，「雇用」は一般就労したこととなるため，そもそも障がい福祉サービスの利用は出来ない。

よって，実習受入企業等から報酬（報酬，謝礼，事務費，お小遣いその他の名称を問わず，実習受入企業等が指定障がい福祉サービス事業者や利用者に支払う全てものをいう。）を受け取る場合は，施設外支援とはならず，訓練等給付費の算定はできない。

なお，事業所の従業員の同行の有無は関係なく，事業所の従業員が同行している場合であっても，訓練等給付費の算定はできない。

(2) 施設外就労について

請負契約を締結していなければ施設外就労に該当しないため，訓練等給付費の算定はできない。

なお，施設外就労においては，事業所の従業員の同行，配置は必ず必要であり，配置しなければ訓練等給付費の算定ができないことに留意すること（施設外就労加算算定の有無は関係ない）。

3 基本報酬の算定について

基本報酬算定上，施設外支援，施設外就労及び在宅において利用する場合（以下「施設外支援等」という。）以外の支援については，事業所（従たる事業所，出張所を含む。）とは別の場所で支援を行うことは認められておらず，指定障がい福祉サービスとはならないため，基本報酬を算定出来ないことはもとより，当該支援に従事した従業員も指定障がい福祉サービスに従事したことにならないため，当該支援に係る勤務時間を常勤換算に算入することはできない。

また，施設外支援等であっても，A，B留意事項通知の5に定められている要件を全て満たしていなければ施設外支援等とはならず，基本報酬の算定は出来ないため，別紙「施設外支援・施設外就労のチェックポイント」を参考にし，十分注意すること。

なお，同日に施設外支援等及び通常の施設利用を行った場合は，施設外支援等の実施日として扱うこと。

4 その他

上記2の（1）に該当する施設外支援を実施している事業所は，その具体的内容（実習人数，従業員の同行の有無，実習受入企業名，実習内容，報酬額及び支払方法，実習期間等）及び改善結果又は改善計画を，平成29年6月26日（月）までに，当課に報告（任意様式）してください。

【担当】

福祉保険部指導監査課（障がい担当）
Tel：0166-26-1111（内線5129，5118）